

## 岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の生活環境の保全を図るとともに、動物総合センターに收容され殺処分となる飼い主のいない猫を減らすために、予算の範囲内において飼い主のいない猫に避妊、去勢、耳カットの手術を受けさせる者に対し補助金の交付をすることについて、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫 主に本市内を生息区域とする猫であって、所有者又は占有者のいないことを生計及び世帯を別にする2人以上の者が確認した猫のことをいう。
- (2) 避妊手術 雌猫に実施する卵巣又は子宮卵巣摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫に実施する精巣摘出手術をいう。
- (4) 耳カット 避妊又は去勢手術を実施した猫であることを明示するために、猫の片耳先端にV字型の切れ込みを入れる処置をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 獣医師による飼い主のいない猫への避妊手術及び耳カットに要した経費又は去勢手術及び耳カットに要した経費
- (2) 獣医師による既に避妊手術又は去勢手術が実施された飼い主のいない猫への耳カットに要した経費

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、飼い主のいない猫1頭につき、手術に要した経費の2分の1以内で千円未満を切り捨てた額とし、上限額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる経費 1頭につき避妊手術及び耳カット5,000円、去勢手術及び耳カット3,000円
- (2) 前条第2号に掲げる経費 1頭につき1,000円

### (補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民、町総代
- (2) 市内を活動区域とする団体
- (3) 市内に事業所等を有する法人、市内の事業所に勤務する者、又は18歳以上で市内の学校等に在学する者
- (4) その他市長が認めた者

2 前項の規定に関わらず、岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者は対象としない。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、手術実施前に補助の見込みについて市へ相談をしなければならない。

2 前項の規定に基づき事前相談を行った者は、手術を延期又は中止する等相談内容に変更があった場合は、あらためて市へ相談しなければならない。

（事業の実施及び交付申請）

第7条 前条に規定する事前相談において補助の見込みがあるとされた補助金の交付を受けようとする者は、手術を延期又は中止する場合を除き、速やかに手術を実施するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、手術完了後、当該年度内かつ30日以内に補助金交付申請書兼実績報告書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条各号に掲げる経費が確認でき、処置した獣医師名又は病院名、及び領収日が記載された診療明細書又は事業実施者あての領収書の写し

(2) 手術前の猫に耳カットがされていないことを明確に確認できる写真

(3) 手術前と同一の猫に耳カットがされていることを明確に確認できる手術後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定兼額の確定通知書又は補助金不交付決定通知書にて通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。市が期限を定めて当該請求書の提出を求めたにもかかわらず、提出がされない場合は、交付決定者は補助金の交付を辞退したものとみなす。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

(1) 第3条各号に掲げる経費に該当しないとき

(2) 第5条に規定する者に該当しないとき

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付決定取消通知書により、交付決定者に通知する

ものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、動物総合センター所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既に交付決定及び額の確定がなされた補助金の交付については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。